

高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について

各市町村においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、高知市におきましても、平成27年度から計画を策定し、現在、「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を実施しています。

今後、令和7年度を始期とする、「第3期高知市子ども・子育て支援事業計画」を令和6年度中に策定するため、必要な調査等を実施してまいります。

1 利用希望把握調査等について

第3期高知市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、国の基本指針に基づき、これまでの計画策定方法と同様に、利用希望把握調査等（以下「ニーズ調査」という。）を実施します。保護者に対するニーズ調査を行い、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用希望を調査することを目的としており、これらを踏まえて、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行います。

2 ニーズ調査の概要

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び将来の利用希望、そのほか子育てに関する生活実態や意見等を把握することを目的とします。

- ・調査対象 就学前児童のいる世帯
- ・対象者数 2,000世帯を無作為抽出。回答者は保護者
 ※就学前児童数12,977人（令和5年4月1日）
 ※対象者数については、5年前のニーズ調査の回答率（53.9%）を参考に標本誤差等を鑑み算出したもの。
- ・調査票（案） 資料3
- ・送付方法 郵送
- ・回答方法 送付した紙調査票に回答，同封の返信用封筒で返信
 または、WEB回答（紙調査票にQRコードを表示）
- ・入力 市職員による

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 （今回：書面開催）	令和5年度第1回高知市子ども・子育て支援会議 （書面開催のため、ご参集不要です） ※資料は、今回送付させていただいたものとなります。
令和5年12月～令和6年1月	ニーズ調査 実施（3週間程度を予定）
令和6年1月	調査票回収
令和6年3月28日(木)予定 ・開催時間： <u>13時30分～16時30分</u> ・開催場所：高知市役所本庁舎	令和5年度第2回高知市子ども・子育て支援会議 （ニーズ調査結果の報告，令和4年度実施事業評価） ※対面開催を予定しております。 ※日程が確定しましたら改めてご依頼させていただきます。

4 調査票(案)について

調査票は、前回（平成30年度）の調査票をベースとしています。

前回調査票（資料4）は、平成25年に示された国の調査票ひな型を基に、高知市で実施している具体的な制度や施設名について加筆した事務局案を、高知市子ども・子育て支援会議でご意見をいただき完成させたものです。

今回の調査票案（資料3）は、前回の調査票に、資料2の内容を反映させたもので作成しております。今回の調査票案についても、委員の皆様からご意見をいただき調査を実施したいと考えておりますので、調査票案についてご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

（ご意見について）

- ・ご提出いただく書類：別紙「議事に対する意見書」
- ・提出期限：令和5年11月30日（木）までにご提出いただきましたら幸いです。
- ・提出方法：FAX，返信用封筒，メールのいずれかでご提出いただきますようお願いいたします。

5 こども計画について

こども計画とは、令和5年4月1日施行「こども基本法」において、市町村におけるこども施策について総合的な計画を定めるよう努めるものとされた新規の計画で、令和5年12月に閣議決定予定の国の「こども大綱」や、県の計画を勘案して策定するものと定められています。

また、こども計画は既存の計画（例：子ども・子育て支援事業計画）と一体のものとして策定することができるかとされています。

高知市では、現在、今後こども計画の策定について、策定方法や策定期間について検討しており、今回ニーズ調査を実施する「第3期高知市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定することも、選択肢の一つとして検討しています。

こども計画の策定にあたっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする、とされており、今後、こども等に意見聴取を実施する予定です。

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第十条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。